

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	奄美市

奄美市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名：農林水産部農林水産課

所 在 地：奄美市名瀬幸町 25-8

電 話 番 号：0997-52-1111

F A X 番 号：0997-69-3259

メールアドレス：norin@city.amami.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス・ヒヨドリ・ネズミ・イノシシ・ アミノクロウサギ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	奄美市（全域）

（注） 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

（単位：千円/ha）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	果樹（タンカン等）	20 千円 0.02ha
	野菜（ミニトマト等）	195 千円 0.05ha
	小 計	215 千円 0.07ha
ヒヨドリ	果樹（タンカン等）	20 千円 0.02ha
	小 計	20 千円 0.02ha
ネズミ	果樹（タンカン）	187 千円 0.24ha
	野菜（きゅうり等）	1,355 千円 1.20ha
	いも類（サツマイモ等）	39 千円 0.05ha
	小 計	1,581 千円 1.48ha
イノシシ	果樹（タンカン等）	2,296 千円 2.88ha
	野菜（きゅうり等）	502 千円 0.46ha
	いも類（サツマイモ）	8 千円 0.01ha
	小 計	2,806 千円 3.35ha
アミノクロウサギ	果樹（タンカン）	248 千円 0.31ha
	小 計	248 千円 0.31ha
	合 計	4,870 千円 5.23ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①鳥類（カラス・ヒヨドリ）

奄美市全域で被害があり、特に冬の収穫時期に食害による多大な被害が発生している。

カラス・ヒヨドリによる被害は、年間を通じて果樹・野菜に食害がある。令和5年度被害は、飛来数が少なく大幅に減少している。

	カラス		ヒヨドリ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
被害面積（ha）	0.56ha	0.07ha	1.17ha	0.02ha
被害額（千円）	739 千円	215 千円	1,076 千円	20 千円

②ネズミ

奄美市全域で年間を通じて野菜・いも類・果樹に食害があり、令和5年度は被害額が増加している。今後も増加する傾向がみられる。

	令和4年度	令和5年度
被害面積（ha）	0.83ha	1.48ha
被害額（千円）	909 千円	1,581 千円

③イノシシ

名瀬地区・住用地区の山間部を中心に生息しており、両地区での被害が顕著である。近年は荒廃農地の増加により、生育環境が広がっており、住宅地への出没も確認されている。

野菜・いも類・果樹類に食害がある。果樹の幼木では枝の折損・倒伏・根の断根、また、植栽・改植予定地での土の掘り起こしによる被害も発生している。さらに、バナナは、倒伏のうえ幹の食害があるとそのまま枯れてしまう被害がある。イノシシ侵入防止柵の設置がされていない等、対策が不十分であるほ場を中心に、被害が発生している。

	令和4年度	令和5年度
被害面積（ha）	3.06ha	3.35ha
被害額（千円）	2,884 千円	2,806 千円

④アマミノクロウサギ

名瀬地区・住用地区での果樹類の樹皮の採食被害が顕著である。幼木では、枯死・生育停滞や成木では樹勢低下による果実の品質低下を招いている。侵入防止柵の設置がされていない等、対策が不十分であるほ場を中心に、被害が発生している。

マンガースの駆除により、クロウサギの個体数は増加しており、分布域も拡大していることから、今後も農作物被害は増加傾向にある。

	令和4年度	令和5年度
被害面積 (ha)	0.20ha	0.31ha
被害額 (千円)	177 千円	248 千円

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
カラス	215 千円	0.07ha	193 千円	0.06ha
ヒヨドリ	20 千円	0.02ha	18 千円	0.01ha
ネズミ	1,581 千円	1.48ha	1,422 千円	1.33ha
イノシシ	2,806 千円	3.35ha	2,525 千円	3.01ha
アミノクロウサギ	248 千円	0.31ha	223 千円	0.27ha
合計	4,870 千円	5.23ha	4,383 千円	4.70ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	カラスについては、捕獲小屋を8カ所設置しているほか、猟友会の協力を得て銃器による捕獲を行っている。 ヒヨドリについては、農家が個別にテグスや防鳥ネット	カラスについては、捕獲小屋のない地域での被害が多発した場合猟友会に捕獲の指示を出す必要があるが、銃器捕獲が困難な畜舎や住居地周辺における被害に十分対応ができていない。

等の鳥害対策を行っている。 ネズミについては、殺鼠剤の散布を行っている。また、H21年度より市単独で殺鼠剤購入費助成事業を開始している。 イノシシについては、猟友会などの協力を得て銃器・箱わな及びくくりわなによる捕獲を行っている R5年度には3回の捕獲活動指示で217頭の捕獲実績があった。 また、捕獲活動を支援するため、市単独事業による捕獲報奨費の助成や、国庫事業（緊急捕獲活動支援事業）を活用している。 【市単独事業 捕獲報奨費】 （単価） <table><tr><td>イノシシ（疥癬無）</td><td>4,400 円</td></tr><tr><td>イノシシ（疥癬有）</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>カラス</td><td>600 円</td></tr></table> 国庫事業（推進事業）の活用については、以下のとおりであった。 ・ 令和3年度 狩猟免許取講習会助成 4 人 カラス生態現地調査・報告書 カラス捕獲小屋新設 2 基 アニマルセンサーLITE8 基 定点カメラ 12 個 ・ 令和4年度 狩猟免許取講習会助成 2 人 カラス捕獲小屋新設 1 基	イノシシ（疥癬無）	4,400 円	イノシシ（疥癬有）	10,000 円	カラス	600 円	ヒヨドリについては、農家が個別に対策を行っており、効果が薄い。 ネズミについては、毎年被害が発生しており、農家が個別に防除（殺鼠剤の使用）を行っており、イモ類・果樹に関しては効果が出ているが、野菜に関しては効果が薄い。 イノシシについては、捕獲頭数に関係なく毎年被害が発生しており、苦慮している。また、捕獲従事者の高齢化が進行していることから、後継者の確保・育成が課題となっている。
イノシシ（疥癬無）	4,400 円						
イノシシ（疥癬有）	10,000 円						
カラス	600 円						

防護柵の設置等に関する取組	・令和5年度 狩猟免許取講習会助成2人 イノシシ用箱わな10基 アニマルセンサーLITE10基 イノシシ対策として、畑の周囲にトタン・ネット・電気柵を設置して被害防止を図っている。平成24年度からは、鳥獣被害対策実践事業を活用し、侵入防止柵の設置を進めている。 ・令和3年度 金網柵 10,260m 電気柵 330m ・令和4年度 金網柵 5,920m 電気柵 505m ・令和5年度 金網柵 3,460m	高齢化した農家の後継者がいないため、耐用年数間の管理が出来ないとのことで導入をしない農家がいるので、集落や生産組合等への話し合いをし、リタイア後の担い手を確保し、侵入防止柵設置に向けて合意形成を推進する必要がある。 トタンやネット柵は老朽化しており、金網柵等への更新が必要である。
生息環境管理その他の取組	・奄美市鳥獣被害対策実施隊が中心となり、地域座談会や現地研修会などを通じ、農作物残さの適正処理、荒廃農地の解消や刈り払い等の実施を推進し普及及び啓発を行う。 R6年度 ・大島支庁主催のイノシシ被害状況調査及び鳥獣被害対策研修会（県鳥獣被害対策アドバイザー派遣）に参加	農地パトロールを強化し、鳥獣の住処を作らないよう指導を行い、放任果樹の除去や荒廃農地の解消を図る。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について

て記入する。

(5) 今後の取組方針

- ①奄美市鳥獣被害防止対策協議会や鳥獣被害対策実施隊を中心に、従来の有害鳥獣捕獲を引き続き実施し個体数の調整を行うとともに、捕獲従事者の育成確保に努め、捕獲による対策の充実を図る。
- ②鳥獣の侵入防止対策として、鳥獣被害対策実践事業を継続的に実施、導入を検討した方がよい農地の洗い出し等を行い、侵入防止柵の整備を推進する。
- ③集落や生産組合に対し、農家が主体となった侵入防止の取組の推進を図るために普及啓発や研修会を実施し合意形成に努める。
- ④近隣町村と協力し、広域的な被害軽減を検討する。
- ⑤令和6年度国庫事業（推進事業）の活用により、被害防止対策研修会の開催。先進地研修会へ参加。
- ⑥捕獲の効率化を図るため、ICT機器の導入を検討する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

カラス、イノシシの捕獲許可の手続きについては、市が審査の上、捕獲従事者(猟友会など)へ許可証及び従事者証の交付を行う。

また、被害発生予察に基づき、捕獲従事者へ有害鳥獣捕獲の指示を行い、捕獲を実施する。

名瀬猟友会 71人 住用猟友会 8人

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7 年度	カラス・イノシシ	鳥獣被害対策実施隊と連携し、捕獲従事者の確保を図る。 カラス小屋の管理運営が適正に実施できるよう指導を行う。(カラス小屋市内合計 8 カ所)
8 年度	カラス・イノシシ	鳥獣被害対策実施隊と連携し、捕獲従事者の育成を図る。 カラス小屋の管理運営が適正に実施されているか、定期的に確認を行い、必要に応じて修繕を行う。
9 年度	カラス・イノシシ	鳥獣被害対策実施隊と連携し、捕獲活動を実施する。 カラス小屋の管理運営が適正に実施されているか、定期的に確認を行い、必要に応じて修繕を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① カラス 過去 3 年間の捕獲実績は R3 年度 1,056 羽, R4 年度 843 羽, R5 年度 1,383 羽となっている。奄美市全域で定められた許可期間内全体で捕獲されているが、特に秋～冬にかけての捕獲が多く、今後もカラス捕獲箱及び銃器による捕獲等を継続する。捕獲計画頭数は 2,000 羽とする。 ② イノシシ 過去 3 年間の捕獲実績は R3 年度 101 頭, R4 年度 364 頭, R5 年度 217 頭となっている。被害発生地域を中心に銃器又は、わなにより年 3 回(180 日間)程度の捕獲指示を行う。捕獲計画頭数は 1 年で 400 頭としていたが、想定以上の被害報告があり、イノシシによる被害の増加が懸念されるため、令和 7～9 年度の捕獲数を 600 頭と増頭し、更なる捕獲の強化を図り、被害軽減に努める。 捕獲計画数は、鹿児島県の捕獲シミュレーション及び当市猟友会の実績を踏まえて設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R7 年度	R8 年度	R9 年度
カラス	2,000 羽	2,000 羽	2,000 羽
イノシシ	600 頭	600 頭	600 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・カラス捕獲小屋：定められた許可期間内，奄美市全域 ・イノシシ、カラス：銃器，わな 3 回（180 日間，4～10 月）実施，奄美市全域

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
威力が高く，射程距離が必要な場合に利用。3 回（180 日間，4～10 月）実施，奄美市全域

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R7 年度	R8 年度	R9 年度
イノシシ・ア マミノクロウ サギ	国庫事業 金網柵 8,000m	国庫事業 金網柵 8,000m	国庫事業 金網柵 8,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R7 年度	R8 年度	R9 年度
イノシシ・ アマミノ クロウサ ギ	・防護柵の適切な維持管理や設置指導を行う。 ・被害防止に関する環境整備の啓発を行う。 ・各管理組合にて見回り・追払い活動を行う。	・防護柵の適切な維持管理や設置指導を行う。 ・被害防止に関する環境整備の啓発を行う。 ・各管理組合にて見回り・追払い活動を行う。	・防護柵の適切な維持管理や設置指導を行う。 ・被害防止に関する環境整備の啓発を行う。 ・各管理組合にて見回り・追払い活動を行う。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R7 年度	カラス ヒヨドリ ネズミ イノシシ アマミノク ロウサギ	奄美市鳥獣被害対策実施隊が中心となり、地域座談会や現地研修会などを通じ、農作物残さの適正処理、荒廃農地の解消や刈り払い等の実施を推進し普及及び啓発を行う。
R8 年度	カラス ヒヨドリ ネズミ イノシシ アマミノク	奄美市鳥獣被害対策実施隊が中心となり、地域座談会や現地研修会などを通じ、農作物残さの適正処理、荒廃農地の解消や刈り払い等の実施を推進し普及及び啓発を行う。

	ロウサギ	
R9 年度	カラス ヒヨドリ ネズミ イノシシ アマミノク ロウサギ	奄美市鳥獣被害対策実施隊が中心となり、地域座談会や現地研修会などを通じ、農作物残さの適正処理、荒廃農地の解消や刈り払い等の実施を推進し普及及び啓発を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

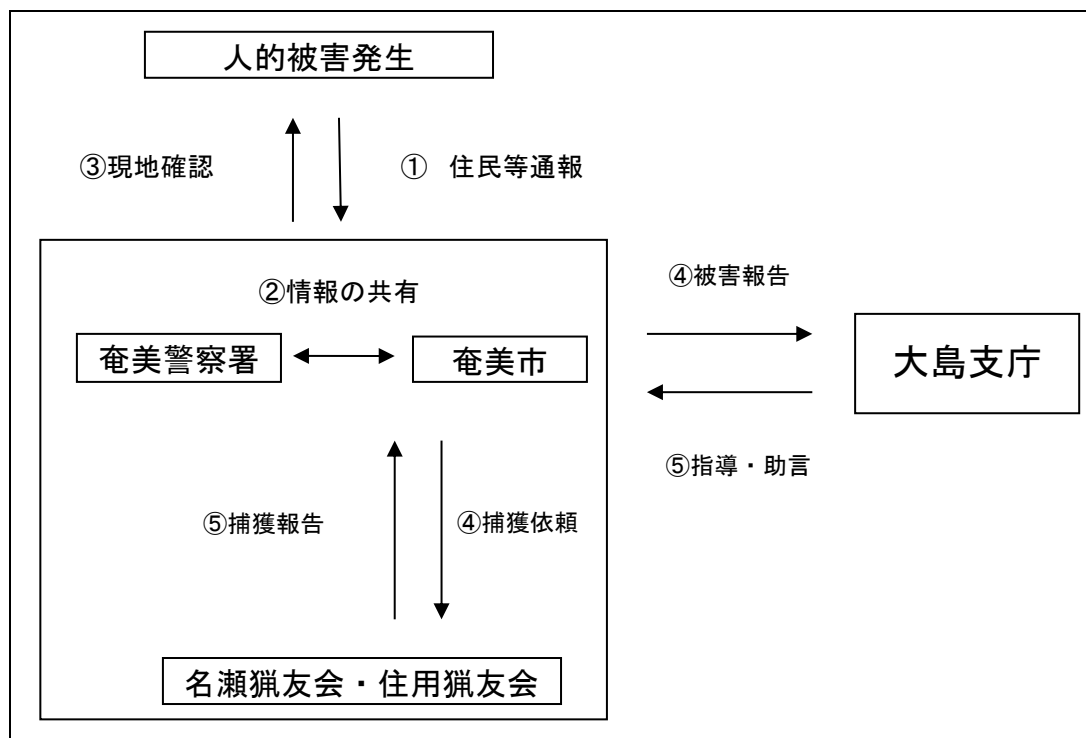
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
奄美市	情報を収集し、防災無線や広報車等により市民に周知を行う。また、同時に大島支庁や奄美警察署に迅速に情報伝達を行う。
大島支庁	奄美市からの情報を基に、奄美市に対し指導や助言等を行う。関係機関に情報伝達を行う。
奄美警察署	情報を収集すると同時に奄美市に迅速に情報伝達を行い、連絡・調整を行う。 銃器使用の捕獲時の指導、助言
名瀬猟友会・住用 猟友会	奄美市からの捕獲依頼を基に、有害鳥獣の捕獲を行い、捕獲報告を奄美市へ行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

カラスについては焼却・埋設処理とし、イノシシについては食肉として利活用（自家消費）及び埋設処理とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	自家消費の範囲内で利活用する。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	奄美市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
奄美市	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整及び被害防止対策指導等の啓発活動を行う。
鹿児島森林管理署	国有林に関する情報の提供と鳥獣保護に関する業務を行う。
大島支庁	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止対策の指導を行う。
奄美警察署	狩猟事故防止に関する情報提供を行う。
猟友会	有害鳥獣関連の情報提供及び有害鳥獣捕獲の実施を行う。
あまみ農業協同組合	被害情報収集及び被害防止対策、営農指導を行う。
あまみ大島森林組合	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止を行う。
鳥獣保護員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
各地区代表	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	該当なし

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

奄美市鳥獣被害対策実施隊 【設置年月日】平成 25 年 3 月 25 日（民間隊員設置：平成 29 年 5 月 1 日） 【隊員構成】 ・市町村職員 13 人（狩猟免許従事者 0 人） ・民間隊員 79 人（狩猟免許従事者 79 人）（農林業者・団体職員 など） 計 92 人 【活動内容】 被害防止計画に基づく被害防止対策実施に積極的に取り組み、緊急の必要がある場合は即座に対応し、被害防止対策の職務に従事する。また、市民に対する普及・啓発及び助言・指導等を行う。 (1) 侵入防止柵の設置の指導 (2) 集落環境整備の指導・助言 (3) 被害防止対策研修会の実施 (4) 被害発生場所の情報提供 (5) 捕獲従事者の育成確保を図る

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

協議会は、関係機関との連携の下、総合的な被害防止体系を確立し、集落が主体となる荒廃農地の解消や放任果樹の伐採等を実施し、鳥獣が近づきにくい環境整備を推進する。
--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策について、奄美市有害鳥獣捕獲対策協議会が中心となって、関連行政機関と連携し、情報交換会、現地研修会等を開催する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

被害防止計画作成経過	
計画作成年度	公表年月日
平成 22 年度（１期）	平成 22 年 10 月 18 日
平成 25 年度（２期）	平成 26 年 3 月 27 日
平成 27 年度（３期）	平成 28 年 3 月 30 日
平成 30 年度（４期）	平成 31 年 3 月 28 日
令和 3 年度（５期）	令和 4 年 3 月 31 日
令和 6 年度（６期）	令和 7 年 3 月 31 日